

シートの重ね合わせを5～8cm程度としなければならない。

14. 受注者は、目地補修において目地及びひび割れ部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。

1 - 6 - 20 視覚障害者誘導用ブロック工

1. 受注者は、視覚障害者誘導用ブロックを設置する場合は、視覚障害者の歩行動線を考慮し、連続的かつ極力直線的に敷設しなければならない。
2. 視覚障害者誘導用ブロックの色は原則黄色とし、色彩に配慮した舗装（カラー舗装、ブロック舗装等）の施工においては、周囲の路面との輝度比を1.5～2.5（晴天時）確保するものとする。
3. 視覚障害者誘導用ブロックは、原則として現場加工しないで正方形のまま設置するものとする。

1 - 6 - 21 アスファルト混合物事前審査で認定を受けた混合物の適用

1. 受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、工事に使用する前に認定書（認定証、事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを監督員に提出するものとし、下記について省略することができるものとする。ただし、事前審査の認定を受けた最大と最小の範囲内の再生骨材配合率の再生アスファルト混合物を使用する場合は、監督員は、現場で実際に使用する再生アスファルト混合物の材料に関する品質確認を求めることができる。また、加熱アスファルト混合物の出荷時温度及び締固め時温度とその変動範囲については施工計画書に記載すること。

- (1) 「1 - 6 - 3 アスファルト舗装の材料」第2項の(2)、(3)に規定する資料及び試験結果の提出。
- (2) 「1 - 6 - 3 アスファルト舗装の材料」第4項の(1)、(2)に規定する品質証明書の提出。
- (3) 「1 - 6 - 7 アスファルト舗装工」第4項の(2)に規定する配合設計の確認。
- (4) 「1 - 6 - 7 アスファルト舗装工」第4項の(4)に規定する基準密度の確認。
- (5) 「1 - 6 - 7 アスファルト舗装工」第4項の(5)に規定する加熱アスファルト混合物排出時の温度及びその変動の範囲における承諾。
- (6) 「1 - 6 - 7 アスファルト舗装工」第5項の(1)に規定する配合設計の確認。

- (7) 「1 - 6 - 7 アスファルト舗装工」第5項の(6)に規定する基準密度の承諾。
2. この場合の品質管理基準は以下のとおりとする。